



平成27年3月31日
内閣府（防災担当）

東京都三宅村における火山災害の災害期間の延長及び東日本大震災に係る激甚災害の特例措置の適用期間の延長等について

（1）東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令、（2）東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令、（3）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令の3件について、3月27日（金）に閣議決定され、本日公布されました。

○ 政令の概要

- （1）平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、火山ガスによる災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきました。

平成26年においても災害が継続していたことから、災害期間を更に1年間延長するものです。

- （2）東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（法第12条）について、被災中小企業事業者の資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長しようとするものです。

- （3）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等により、「激甚災害法」が改正され、新たに幼保連携型認定こども園等が災害復旧事業の対象施設に追加されました。法律が平成27年4月1日に施行することから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」についても改正するものです。

参考：適用措置の概要

(1) <東京都三宅村の火山災害に適用している措置>

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
道路、河川等の公共土木施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。
（過去5カ年の実績の平均は公共土木施設等は69% → 84%に嵩上げ）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。
（過去5カ年の実績の平均は農地等は84% → 93%に嵩上げ）
- ③ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災害復旧について、国が事業費の1/2を補助します。
- ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
小規模な災害復旧に充てる地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

(2) <東日本大震災に適用している措置（今回期間延長する措置）>

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等を行います。

○ スケジュール

公布：3月31日（火）

施行：政令の概要（1）及び（2） 3月31日（火）

政令の概要（3） 4月 1日（水）

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 山田狩、小泉、阿部

代表：03-5253-2111（内線 51382, 51383）

直通：03-3501-5696

政令第二百二十九号

激甚災害^{じしん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害^{じしん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第四条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

激甚災害^{じしん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十号まで」の下に「及び第十一号の二」を加え、「保育所及び」を「保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（第十二条第一項第一号において「幼保連携型認定

こども園等」という。）、「に改め、「除く。」」の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十二条第一項第一号において「特定私立幼稚園」という。）」を加える。

第十二条第一項中「第六号の二まで又は第九号」を「第六号の三まで、第九号又は第十一号の二」に改め、同項第一号中「第四十条又は」を「第四十条若しくは」に、「（以下この条）を」（以下この号）に、「児童厚生施設等を除く。以下この条」を「児童厚生施設等を除く。以下この号」に改め、「児童福祉施設」という。）」の下に「、幼保連携型認定こども園等」を加え、「という。）又は」を「という。）、「に、「含む。以下この条」を「含む。以下この号」に改め、「婦人保護施設」という。）」の下に「又は特定私立幼稚園」を、「児童福祉施設」の下に「、幼保連携型認定こども園等」を加え、「又は婦人保護施設」を、「婦人保護施設又は特定私立幼稚園」に改め、「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園等及び特定私立幼稚園」を加え、「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人保護施設」を「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園」に改め、同項第二号及び同条第二項中「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老

人ホーム又は被災婦人保護施設」を「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園」に改める。

附 則

この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業ごとの地方公共団体の負担額） 第七条（略）</p> <p>2 法第三条第一項第五号から第十号まで及び第十一号の二に掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、一の施設についてその復旧に要する費用の額が六十万円（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（第十二条第一項第一号において「幼保連携型認定こども園等」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十二項に規定する感染症指定医療機関（同条第十六項に規定する結核指定医療機関を除く。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十二</p>	<p>（事業ごとの地方公共団体の負担額） 第七条（略）</p> <p>2 法第三条第一項第五号から第十号までに掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、一の施設についてその復旧に要する費用の額が六十万円（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十二項に規定する感染症指定医療機関（同条第十六項に規定する結核指定医療機関を除く。）については、三十万円）未満のものは、算入しないものとする。</p>

条第一項第一号において「特定私立幼稚園」という。）については、三十万円）未満のものは、算入しないものとする。

（地方公共団体以外の保護施設等の設置者に対する補助）

第十二条 法第三条第一項第五号から第六号の三まで、第九号又は第十号の二に掲げる事業について、法第四条第五項の規定により、国が、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額（以下この条において「特別交付額」という。）を当該施設の所在する都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四十三条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）に交付する場合は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市及び中核市の区域を除く。）内にある法第三条第一項第五号から第六号の三まで、第九号又は第十号の二に掲げる事業ごとの施設について、それぞれ次の要件に該当する場合とする。

- 一 当該区域における生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十条若しくは第四十一条の規定により設置された保護施設（以下この号において「保護施設」という。）、児童福祉法第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設（児童厚生施設等を除く。以下この号において「児童福祉施設」という。）、幼保連携型認定こども園等、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下この号において「老人ホーム」という。）、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の

（地方公共団体以外の保護施設等の設置者に対する補助）

第十二条 法第三条第一項第五号から第六号の二まで又は第九号に掲げる事業について、法第四条第五項の規定により、国が、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額（以下この条において「特別交付額」という。）を当該施設の所在する都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四十三条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）に交付する場合は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市及び中核市の区域を除く。）内にある法第三条第一項第五号から第六号の二まで又は第九号に掲げる事業ごとの施設について、それぞれ次の要件に該当する場合とする。

- 一 当該区域における生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設（以下この条において「保護施設」という。）、児童福祉法第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設（児童厚生施設等を除く。以下この条において「児童福祉施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下この条において「老人ホーム」という。）又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で

規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。以下この号において「婦人保護施設」という。

）又は特定私立幼稚園の数に対する激甚災害を受けた保護施設、児童福祉施設、幼保連携型認定こども園等、老人ホーム、婦人保護施設又は特定私立幼稚園（その復旧に要する費用の額が、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、幼保連携型認定こども園等及び特定私立幼稚園にあつては三十万円未満、その他の施設にあつては六十万円未満のものを除く。以下この条において「被災保護施設」、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園」という。）の数の割合が十分の一以上であること。

二 当該区域における被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が八十万円以上であること。

2 特別交付額の交付を受けた都道府県又は指定都市若しくは中核市は、地方公共団体以外の者が設置した被災保護施設、被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定こども園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園ごとに都道府県又は指定都市若しくは中核市が負担し、又は補助する額に当該施設に対する特別交付額を加えた額を、当該施設の設置者に交付しなければならない。

都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。以下この条において「婦人保護施設」という。）の数に対する激甚災害を受けた保護施設、児童福祉施設、老人ホーム又は婦人保護施設（その復旧に要する費用の額が、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所にあつては三十万円未満、その他の施設にあつては六十万円未満のものを除く。以下この条において「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人保護施設」という。）の数の割合が十分の一以上であること。

二 当該区域における被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人保護施設の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が八十万円以上であること。

2 特別交付額の交付を受けた都道府県又は指定都市若しくは中核市は、地方公共団体以外の者が設置した被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人保護施設ごとに都道府県又は指定都市若しくは中核市が負担し、又は補助する額に当該施設に対する特別交付額を加えた額を、当該施設の設置者に交付しなければならない。

政令第三百三十号

平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

政令第三百三十一号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。